【表紙】

【提出書類】	**訂正報告書**
【根拠条文】	**法第27条の25第3項**
【提出先】	**東海財務局長**
【氏名又は名称】	**合同会社ワイコーポレーション 代表社員　安井　淳一郎**
【住所又は本店所在地】	**愛知県名古屋市中区千代田五丁目２０番１０号**
【報告義務発生日】	**該当事項なし**
【提出日】	**2026年8月25日**
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	**該当事項なし**
【提出形態】	**該当事項なし**
【変更報告書提出事由】	**該当事項なし**

【発行者に関する事項】

発行者の名称	明治電機工業株式会社
証券コード	3388
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

個人・法人の別	法人（合同会社）
氏名又は名称	合同会社ワイコーポレーション
住所又は本店所在地	愛知県名古屋市中区千代田五丁目２０番１０号
事務上の連絡先及び担当者名	安井　淳一郎
電話番号	052-238-0315

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.2
訂正される報告書の報告義務発生日	2026年6月1日
訂正箇所	表紙　変更報告書提出事由 変更前　当該株式等に関する担保契約等重要な契約の締結 変更後　報告書連番、本店所在地、代表社員、事務上の連絡先の変更、当該株式等に関する担保契約等重要な契約の締結の事実がないため ①提出者（大量保有者） 住所又は本店所在地 変更前　愛知県名古屋市昭和区高峯町161アネシア八事高峯330 変更後　愛知県名古屋市中区千代田五丁目２０番１０号 ③法人の場合 変更前　代表者氏名　安井　博子 変更後　代表者氏名　安井　淳一郎 ④事務上の連絡先 変更前　090-3219-8139 変更後　052-238-0315 （６）当該株券等に関する担保契約等重要な契約 変更前 令和4年3月2日付で野村證券株式会社に対し、公募による新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出しに関連して、ロックアップレターを提出しており、令和4年3月2日から令和4年6月6日までの間、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、発行会社の株式の売却等を行わないことを約束しています。

（訂正前）

【表紙】

【提出書類】　変更報告書No.2

（訂正後）

【表紙】

【提出書類】　変更報告書No.3

（訂正前）

【表紙】

【変更報告書提出事由】　当該株式等に関する担保契約等重要な契約の締結

（訂正後）

【表紙】

【変更報告書提出事由】　本店所在地、代表社員、事務上の連絡先の変更、当該株式等に関する担保契約等重要な契約の締結の事実がないため

（訂正前）

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（合同会社）
氏名又は名称	合同会社ワイコーポレーション
住所又は本店所在地	愛知県名古屋市昭和区高峯町161アネシア八事高峯330
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

（訂正後）

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（合同会社）
氏名又は名称	合同会社ワイコーポレーション
住所又は本店所在地	愛知県名古屋市中区千代田五丁目２０番１０号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	愛知県名古屋市昭和区高峯町161アネシア八事高峯330

（訂正前）

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

③【法人の場合】

設立年月日	2011年5月16日
代表者氏名	安井　博子
代表者役職	代表社員
事業内容	有価証券の保有及び管理、不動産の賃貸・監理及び運用

（訂正後）

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

③【法人の場合】

設立年月日	2011年5月16日
代表者氏名	安井　淳一郎
代表者役職	代表社員

事業内容	有価証券の保有及び管理、不動産の賃貸・監理及び運用

（訂正前）

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	安井　淳一郎
電話番号	090-3219-8139

（訂正後）

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	安井　淳一郎
電話番号	052-238-0315

（訂正前）

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

令和4年3月2日付で野村證券株式会社に対し、公募による新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出しに関連して、ロックアップレターを提出しており、令和4年3月2日から令和4年6月6日までの間、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、発行会社の株式の売却等を行わないことを約束しています。

（訂正後）

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】